

教育訓練給付金申請希望者の皆様

早稲田大学大学院教育学研究科

(一般) 教育訓練給付金申請関係書類の発行手続について

このたびは、早稲田大学大学院教育学研究科の教育訓練給付金支給対象講座を受講いただきありがとうございました。

教育訓練給付金の申請書類につきましては、下記の要領で申請に必要な書類の発行をいたしますので、**3月31日(火)**までに「教育訓練修了証明書・領収証等発行申込書」を事務所まで提出してください。

なお、本書類は受給可となることを保証するものではありません。ハローワークへの手続き状況（講座受講前に必要となる場合もあります）や、雇用保険に係る受給資格の有無等は本学では確認ができませんので、ご注意ください。ご不明な場合は、ご自身でハローワークへ確認をお願いいたします。

記

1.教育訓練給付金申請書類発行対象者

早稲田大学大学院の設置する教育訓練給付金支給対象講座（一般教育訓練）を所定の期間内に修了された方。

なお、雇用保険に係る受給資格について不明な場合には、下記配付書類③にて確認していただくか、ご本人の住所を所管する公共職業安定所(ハローワーク)に「教育訓練給付金支給要件照会票」(※)にてお問い合わせください。

※ 照会を希望される方には「教育訓練給付金支給要件照会票」を配付しますので、事務所までお申し出ください。

2.配付書類

- ① 「(一般) 教育訓練給付金申請関係書類の発行手続について」(本紙)
- ② 「教育訓練修了証明書・領収証等発行申込書」
- ③ 「一般教育訓練給付金のご案内」(カラフルなリーフレット)
- ④ 「教育訓練給付金支給申請書記載にあたっての注意事項」

3.手続書類の申し込み方法

配付書類②「教育訓練修了証明書・領収証等発行申込書」に必要事項を記入し、裏面に給付金の対象となる1年次の学費等納入の領収証(銀行振込時の半券2枚)をクリップ等で添付(糊付け不可)し、**3月31日(火)**までに大学院事務所に提出してください。

なお、領収証(銀行振込時の半券2枚)を紛失した場合には、領収証等交付願欄も併せて記入して提出してください。

4. 手続書類の交付と申請手続き

・以下の書類は申請から交付までに2週間程度を要しますので、必要な場合はお早めに申請を行ってください。なお、早く申し込んだ場合であっても3月15日（日）以前の交付はできません。3月16日（月）より順次、交付の準備が整った方へ事務所からWasedaメールにてお知らせいたしますので、こまめなご確認をお願いいたします。

- ・「教育訓練給付金支給申書」 **※これらの書類は再発行しませんのでご注意ください。**
- ・「教育訓練修了証明書」
- ・「領収証等」

5. 手続書類の受領後

各自、③「一般教育訓練給付金のご案内」④「教育訓練給付金支給申請書記載にあたっての注意事項」を熟読し、その他の必要書類と合わせて、住民票のある住所を所管する公共職業安定所(ハローワーク)か電子申請、郵送（※）のいずれかにより支給申請手続を行ってください。また、申請の締切は、受講修了日の翌日【3/16】から起算して1ヶ月以内【4/15】（※郵送の場合は消印有効）となりますのでご注意ください。

《ご参考》電子申請について

<https://www.mhlw.go.jp/content/001529629.pdf>

以 上

早稲田大学教育・総合科学学術院事務所 教育訓練給付金制度担当

- 教育訓練給付金の制度や受給要件等についてのお問い合わせは、お住まいを管轄するハローワークへお願いいたします。
- 申請関係書類の発行手続きについてのお問い合わせは、大学院教育学研究科の「お問い合わせフォーム」よりお願いいたします。

<https://www.waseda.jp/fedu/gedu/contact/>